

『古都』大津 Q&A

Q2. 古都保存法とは？

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(古都保存法)とは

古都保存法は、「わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与する」ことを目的としており、国民共通の貴重な財産である古都の歴史的風土を保存し継承していくための法律です。

◇古都保存法成立の背景◇

わが国は、京都、奈良、鎌倉をはじめとして世界に誇れる歴史的都市を有しています。これらの都市は、かつての政治や文化の中心として歴史上重要な建造物や遺跡などの文化財が数多く残されているとともに、それらを取り巻く豊かな自然環境が保存され、今も古都独特の雰囲気醸し出しています。

昭和30年代以降、人口や産業の都市への集中に伴う急激な市街地の拡大により、鎌倉の鶴岡八幡宮裏山での宅地開発、奈良の若草山での観光道路建設、京都の双ヶ岡での開発など、各地で貴重な歴史的風土の破壊が大きな問題となってきました。

この当時、歴史的な建造物や遺跡などについては文化財保護法などにより保全が可能でしたが、これらと一体となって歴史的な都市らしさを醸し出している樹林地などの自然的環境(歴史的風土)を保存するための制度としては、規制力の弱い風致地区などしかなく、こうした開発行為を規制することは困難でした。そのようななか、昭和39年、鎌倉市における宅地開発への市民、文化人らによる反対運動が大きな社会問題として取りあげられ、その後行政においても鎌倉・京都・奈良の三市が中心となり、「古都保存連絡協議会」が結成され、古都における歴史的風土の保存を目的に、特別の立法措置を講じるよう、国会、政府に対して要望が行われました。このような背景のもと、1966年(昭和41年)1月13日に議員立法として制定されました。古都保存法の制定により、歴史上意義を有する建造物、遺跡などだけでなく、それらと一体をなす周囲の自然的環境を保存していくための道が開かれました。